

## 平成23年第3回国立大学法人旭川医科大学役員会議事要旨

1. 日 時 : 平成23年3月23日(水) 8:30~10:05
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 山内 一也理事,  
竹中 英泰理事
4. 陪席者 : 宮森 雅司監事, 前田 敬道監事, 伊藤事務局長, 太田学長政策推進室長,  
佐藤監査室長, 中村総務部長, 高橋病院事務部長, 市山教務部長, 山内総務課長,  
藤井企画評価課長, 今田会計課長, 中西施設課長, 高橋学生支援課長,  
堤総務課長補佐, 国井総務課長補佐, 松井総務係長, 山村総務係主任

議事に先立ち、学長から、第2回役員会(平成23年2月16日開催)の議事要旨が諮られ、これが了承された。

### 議 題

#### 1. 病院薬剤部副薬剤部長の増員について

本件について、学長から発議及び資料1に基づき説明があり、審議の結果、技術職の副薬剤部長1名の増員について了承された。

なお、発令は、平成23年4月1日とする旨学長から付言があった。

#### 2. 助教から医員への異動について

本件について、学長から発議及び資料1~3に基づき、次のとおり説明があった。

①助教から医員への異動は原則行わないこととし、やむを得ず行おうとする場合には、当該講座等の長から書面による異動の必要性の申し出により、大学運営会議の議を経て事前に役員会の承認を得なければならないことが、平成19年2月14日開催の役員会において決定されていること。

②この度、救急医学講座所属の助教が、平成23年4月1日付けで第一外科へ異動するに当たり、週4日勤務の医員として勤務することを希望しているため、やむを得ず医員への異動を行いたいと考えていること。

③本件については、3月15日開催の大学運営会議の議を経ていること。

審議の結果、原案のとおり、助教について、平成23年4月1日付けで医員として採用することが了承された。

#### 3. 教育研究推進センターの設置について

本件について、学長から発議の後、次のとおり説明があった。

①先進医学研究の進展における基礎研究成果の実用化を図り、社会貢献と国民福祉につなげるため、研究者教育から研究シーズの発掘・育成・臨床応用までの一貫した支援体制を築き、外部資金獲得のための研究戦略を策定、推進する新たな組織として「教育研究推進センター」を設置すること。

②この構想は、「教育研究支援部門の見直しワーキング・グループ」において、動物実験施設、実験実習機器センター、放射性同位元素研究施設の3共同利用施

設のあり方を見直す事案として検討してきたこと。

- ③その結果、共同利用施設を一元化し、現在の教員や技術職員は、新たに設置するセンターの下の技術支援部に所属するとの結論を得たこと。
- ④このセンターは、文部科学省の「橋渡し研究支援推進プログラム」として、北海道大学及び札幌医科大学と共同で運営している「北海道臨床開発機構（HTR）」と連携すること。なお、HTRは、文部科学省の事業終了後も存続することが決定されたこと。

次いで、加藤研究支援室長から、資料3に基づきセンターの概要及び関連規程について説明の後、審議の結果、次のとおり修正を行うこととし、これが了承された。

- ①教育研究支援センター規程（案）第5条第2項～第4項の各号について、最初に「研究者教育」、次に「技術に関すること」として、各支援部門の業務の記載順に整合性を持たせること。
- ②同規程（案）第5条第3項第3号について、「研究及びデータ解析等」を「研究データ解析等」に改めること。
- ③同規程（案）第5条第4項第2号について、「実験、研究及び教育に関すること」を「実験、研究に関すること」に改めること。
- ④資料3 ページの体制図について、「研究戦略・教育支援室」との関係性を位置付けること。

なお、本件については、本日開催の教育研究評議会に付議する旨学長から付言があった。

#### 4. 寄附講座の延長について

本件について、学長から発議及び資料4に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり「眼組織再生医学講座」及び「人工関節講座」の設置期間を、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間延長することが了承された。

#### 5. 平成23年度年度計画（案）について

本件について、学長から発議及び藤井企画評価課長から、資料5に基づき、平成23年度年度計画（案）について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、本件については、本日開催の教育研究評議会において審議する予定であること。また、決定した平成23年度年度計画は、3月末までに文部科学大臣へ届け出るとともに、本学のホームページで公表する旨学長から付言があった。

#### 6. 平成22事業年度予算収支見込み及び平成23事業年度当初予算（案）について

本件について、学長から発議及び今田会計課長から資料6-1～2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

#### 7. 平成23年度資金運用について

本件について、学長から発議及び資料7に基づき説明があり、審議の結果、「北海道地区国立大学法人の資金の共同運用（通称「Jファンド」）」により、学術振興後援資金を財源に、2千万円を1年間運用することが了承された。

## 8. 学部学生授業料特別貸与制度の新設について

本件について、学長から発議の後、昨今の経済状況の影響と考えられるが、今年度は授業料を2期分滞納する学生が複数名いること。本学では、授業料を2期末納し、督促してもなお納付しない者は、2期目の末日をもって除籍する取扱いであることから、相談にまで来る学生が出ており、何らかの救済を強く希望していること。そこで、授業料未納額を貸与することによって、安心して学習に専念できる環境を整備するため、新たに「学部学生授業料特別貸与制度」を設けることの説明があった。

次いで、高橋学生支援課長から、資料8に基づき「学部学生授業料特別貸与要項(案)」について説明の後、審議の結果、原案のとおり、これが了承された。

なお、要項は、平成23年4月1日から実施する旨学長から付言があった。

## 報告事項

### 1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

#### (1) 地域周産期母子医療センターの認定について

松野理事から、資料9-1~3に基づき、北海道からの連絡及び千石周産母子センター部長とも相談の上、地域周産期母子医療センターの認定を申請すること。本院周産母子センターは、既に認定基準を満たしており、今年度中にも認定の通知を受ける見込みであることの説明があった。

#### (2) NTT東日本に対する損害賠償請求訴訟の提起について

前回の役員会において了承を得た、NTT東日本に対する損害賠償請求訴訟について、3月16日(水)に旭川地方裁判所に訴訟を提起したこと。

## 次回の開催予定

次回役員会は、平成23年4月13日(水)午前8時30分から開催すること。

以上